農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、 見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないことと します。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

# 第2回農業委員会総会議事録

令和 2 年 8 月 27 日

# 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員

1 齊藤浩明 委員 2 小西利幸 委員

# 第2回農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和2年8月27日 午後1時30分~午後3時00分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名佐呂間町農業委員会会長大澤 好幸4. 書記の職氏名佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹佐呂間町農業委員会次長髙橋 美幸佐呂間町農業委員会事務員谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡	
2	小 西 利 幸	10		
3	山口 浩之	11		
4		12	青野 英一郎	
5		13	田村 通啓	
6		14		
7	川村 良則	15		
8		16	大澤 好幸	

# 6. 欠席委員

番号	氏	名	番号	氏	名
4	田中 裕	谷二	11	平川	智司
5	山前	満	15	堀北	勝美
6	中谷 由	自広			
8	今部 妓	子幸			
10	和泉	克 樹			

# 7. 議事日程

# 議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議 案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

集積計画の決定について

議 案第4号 現況証明願について

報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

事務局長 □只今から、第2回農業委員会を開催いたします。

出席委員は、15名中8名で、総会は成立しております。

議

長 議事録書名委員の指名を行います。

> 署名委員は、1番 齊藤委員さん、2番 小西委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。

報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理 通知書を交付したので報告します。

# 番号1

土地の所在が富武士 111番3外34筆、現況地目畑が187,185㎡、採草放牧地が107,638 ㎡、合計面積 294,823 ㎡、届出者 西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●さん、権 利取得日が平成31年3月7日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん 希望は有りです。 現在平成 23 年 10 月 31 日から令和 23 年 10 月 31 日までの使用貸借 の契約を●●●●●としておりますが、●●●さんが契約したもので使用貸借から賃 貸借とするため書類等の提出を依頼しているところです。

#### 番号 2

土地の所在が西富 69 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 70,063 ㎡、届出者 西富 ●●●●さん 1/2 と●●●●さん 1/2 で、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令 和2年7月20日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しで す。現在平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日までの賃貸借契約を●●●●さ んと継続となっております。以上です。

議

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員

長

―――異議なし―――

議 長 報告事項第1号は原案どおり報告済といたします。

報告事項第2号

農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。 番号1

土地の所在が仁倉 1035 番外 1 筆、現況地目畑で合計面積 31,851 ㎡、契約期間は平成 19 年 4 月 27 日から平成 29 年 4 月 26 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令 和元年 12 月 10 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約 後は賃貸借です。

## 番号 2

土地の所在が浜佐呂間 377 番1外 37 筆、現況地目が畑で合計面積 432, 893 ㎡です。 契約期間は平成 30 年 10 月 29 日から令和 10 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和2年7月2日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●● ●●。解約後は売買と賃貸借です。

#### 番号3

土地の所在が浜佐呂間 393 番 2 外 33 筆、現況地目が畑で合計面積 357,654 ㎡です。 契約期間は平成 30 年 10 月 29 日から令和 10 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和2年6月3日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●● ●。解約後は売買と賃貸借です。

# 番号 4

土地の所在が浜佐呂間 19 番 4 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 166,624 ㎡です。 契約期間は平成 30 年 10 月 29 日から令和 10 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和 2 年 7 月 2 日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●● ●。解約後は売買と賃貸借です。

## 番号5

土地の所在が浜佐呂間 29 番 11、現況地目が畑で合計面積 22,425 ㎡です。 契約期間は平成 30 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和 2 年 7 月 2 日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●● ●。解約後は賃貸借です。

#### 番号6

土地の所在が浜佐呂間 22番1外12筆、現況地目畑が147,831 ㎡、採草放牧地が39,783 ㎡で合計面積187,614 ㎡です。

契約期間は平成 30 年 10 月 29 日から令和 10 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 2 年 7 月 1 日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●● ●●・解約後は売買と賃貸借です。

# 番号7

土地の所在が啓生 145 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 36,705 ㎡です。 契約期間は平成 27 年 6 月 29 日から令和 2 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和 2 年 7 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●● ●●●さん。解約後は売買です。

#### 番号8

土地の所在が啓生 51 番、現況地目が畑で合計面積 9,907 ㎡です。

契約期間は平成 27 年 4 月 30 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 2 年 7 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●● ● さん。解約後は賃貸借です。

# 番号9

土地の所在が知来 584 番 3 外 5 筆、現況地目が畑 21,614 ㎡、採草放牧地が 2,032 ㎡、合計面積 23,646 ㎡です。

契約期間は平成 15 年 5 月 23 日から平成 20 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 2 年 4 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●● きん。解約後は売買です。

## 番号 10

土地の所在が知来 654 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 16,769 ㎡です。 契約期間は平成 10 年 3 月 31 日から平成 20 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和 2 年 4 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●● ●さん。解約後は売買です。以上です。

長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。

青野委員 事務局

議

よく解らないので、質問なのですが、契約は期間が過ぎれば切れるのでしょうか。 基盤強化法の利用集積については、期限までですが、農地法第3条については、民法 にて黙示の更新が認められています。当町においては、昔、基盤強化法も黙示の更新 が認められているとした取り扱いがあったため、なるべく合意解約を受けています。

議 長 ほかに質問はありませんか。

質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各委員議長

―――異議なし―――

|報告事項第2号は原案どおり報告済といたします。

次に、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

このことについて、事務局の説明を求めます。

## 事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。

# 番号1

土地の所在が浜佐呂間 353 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 5,105 ㎡、譲渡人が ●●●さん、譲受人が●●● さん、農業従事者が世帯員 4 名中 4 名、経営状況として乳牛 240 頭、トラクター4 台、タイヤショベル 2 台を所有し、経営面積は、畑が 1,052,994.88 ㎡、採草放牧地が 54,538 ㎡、合計面積 1,107,532.88 ㎡で賃貸料が 16,000円の賃貸借契約 10 年です。

この案件につきましては、8月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地 調査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(1ページ)です。

申請地につきましては、浜佐呂間零号線の水道用地に隣接する土地となります。 番号 2

土地の所在が武士 45 番 5 外 26 筆、現況地目が畑で合計面積 227,060 ㎡、譲渡人が●●●さん、譲受人が●●●さん、農業従事者が世帯員 3 名中 3 名、経営状況として乳牛 82 頭、育成牛 60 頭、トラクター1 台、ホイルローダー2 台を所有し、経営面積は、畑で合計面積 656,030.20 ㎡で使用貸借期間 30 年です。

この案件につきましては、8月20日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地 調査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(2ページと3ページ)です。

申請地につきましては、2 ページが佐呂間富丘間の $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんの住宅周辺の土地で、3 ページが朝日武士 12 線周辺の土地です。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

議案第1号は原案どおり決定いたします

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員

議長

―――異議なし―――

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。

# 番号1

この申請は、平成2年から5年に既に建設されている牛舎、倉庫等の違反転用の許可申請となっています。

土地の所在が富武士 331 番 13、現況地目畑で合計面積 3,489 ㎡、農地区分は農用地区域、申請者は●●● さん、申請理由は牛舎・倉庫の建設を追認で申請。土地利用計画は農業振興地域整備計画の農業用施設用地です。

違反転用につき、北海道知事に報告義務が有り、このあと、本人からの始末書及び経 過説明書等を添付し、違反転用事案報告書をオホーツク総合振興局に提出します。

本人も大いに反省しており、既に建っている農業用施設は今後も農業経営を営むためには必要なものであることから、原状回復を指示することは、農業経営に多大な不利益を与えることとなるため、追認による許可はやむを得ないものと思われます。

今後はこの様な事が無いように、農地の利用形態の変更については、事前に農地法 等の関連法令に基づく申請手続等について十分な確認をするよう指導を行っていま す。この後、審議結果を持ちまして、北海道農業会議に意見聴取・諮問調書等を作成 し提出します。農業会議から回答後、転用申請者に許可等の通知を行います。 この案件につきましては、8月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地 調査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(4ページと5ページ)です。

4ページが富武士 5号の●●●●さんの住宅周辺の土地で 5ページが配置図となりま す。以上です。

議 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 長

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員

議

―――異議なし―

議案第2号は原案どおり決定いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決 定について

このことについて、事務局の説明を求めます。

局

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求めら れた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 の●●●●さん。土地の所在が仁倉 1035 番外 1 筆、地目は現況畑で合計面積 31,851 m、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 192,000 円、10 ご当たり 6,000 円で前回も 6,000 円です。

あっせん会につきましては、令和2年5月18日から2回実施しています。

図面で説明いたしますと(6ページ)です。

申請地は、道道仁倉端野線の仁倉 12 号の●●●●さんの住宅周辺の土地です。 番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、仁 倉の●●●●さん。

土地の所在が仁倉 129 番1外6筆、地目は現況畑が27,649 ㎡、採草放牧地が20,257 ㎡、合計面積 47,906 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借 です。設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 182,000 円、10 🏹 当 たり3.800円です。

あっせん会につきましては、令和2年6月17日から2回実施しています。

図面で説明いたしますと(7ページ8ページ)です。

7 ページは、道道留辺蘂浜佐呂間線の仁倉7号の●●●さんの住宅付近の土地で、8 ページは、仁倉北 10 線の●●●●さん住宅周辺の土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、仁 倉の●●●●さん。土地の所在が仁倉 806 番1外4筆、地目は現況畑で合計面積 27, 390 m、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額164.000円、10 🎞 当たり 6,000円です。

あっせん会につきましては、令和2年6月17日から2回実施しています。

図面で説明いたしますと(9ページ)です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線の●●●●さんの住宅の北東に位置する土地 です。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん利用権の設定等をする者が、仁倉

事 務 の●●●●さん。土地の所在が仁倉 797 番 1A 外 3 筆、地目は現況畑で合計面積 30, 136 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 160,000 円、10 ご当たり 6,000 円です。

あっせん会につきましては、令和2年6月17日から2回実施しています。

図面で説明いたしますと(10ページ)です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線の●●●●さんの住宅の南西に位置する土地です。

## 番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●● さん。土地の所在が、幌岩 41 番外 18 筆、現況地目が畑で、合計面積 239,377 ㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は 22,520,000 円、10 7当りの単価は、94,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと(11ページから13ページ)です。

#### 番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 377 番 1 外 16 筆、地目は現況畑で合計面積 192, 135 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 917,000 円、10 ご当たり 4,800 円でで、前回は 4,700 円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(14ページ)です。

申請地につきましては、国道 238 号線、●●●●さんの住宅の近隣の土地です。 番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間 393 番 2 外 15 筆、現況地目が畑で、

合計面積 208, 838 ㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。 売買価格は 18, 136, 000 円、10 % 当りの単価は、87, 000 円です。あっせん会につきま しては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと(15ページから17ページ)です。

申請地につきましては、15 ページが国道 238 号線沿い、●●●●さんの住宅の近隣の土地で、16 ページも●●●●さんの住宅の近隣の土地です。17 ページが仁倉浜佐呂間 8 線の保安林の近傍地です。

# 番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 523 番 1 外 17 筆、地目は現況畑で合計面積 148,816 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 718,000 円、10 ご当たり 4,800 円で、前回は 4,500 円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(18ページ)です。

申請地につきましては、●●●さんの住宅の周辺の土地です。

#### 悉号 0

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間 19 番 4 外 5 筆、現況地目畑が 105, 796

㎡、採草放牧地が 723 ㎡、合計面積 106,519 ㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立 する法律関係は売買です。売買価格は 9,850,000 円、10 % 当りの単価は、92,000 円 です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(19ページ)です。

申請地につきましては、国道 238 号線の●●●さんの住宅周辺の土地です。 番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●さん。土地の所在が浜佐呂間30番5外3筆、地目は現況畑で合計面積89,920㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 399,500 円、10 ご当たり 4,400 円で、前回は 5,000 円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(20ページ)です。

申請地につきましては、●●●さんの住宅の東にある土地です。

## 番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間 22 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 85,309 ㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は 8,137,000 円、10 7当りの単価は、95,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと(21ページと22ページ)です。

申請地につきましては、21 ページが国道 238 号線の●●●さんの住宅の近隣の土地で 22 ページが浜佐呂間 1 号付近の土地です。

#### 番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 358 番 3 外 8 筆、現況地目畑が 62,522 ㎡、採草放牧地が 39,783 ㎡、合計面積 102,305 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 303,000 円、10 ご当たり 3,000 円で、前回は 3,800 円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(23ページ)です。

申請地につきましては、浜佐呂間零号と浜佐呂間1号の近傍の土地なります。 番号13.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐の●●●●さん。土地の所在が、啓生145番1外4筆、現況地目が畑で合計面積38,001㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は 2,700,000 円、10 ご当りの単価は、71,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 11 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと(24ページ)です。

申請地につきましては、中園啓生 10 線●●●●●さんの住宅周辺の土地です。 番号 14.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐の●●●●さん。土地の所在が啓生 151 番、現況地目が畑で合計面積 9,907 ㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 5 年間、賃貸料は年額 40,000 円、10 7 当たり 4,000 円で、前回は 4,900 円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月11日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと(25ページ)です。

申請地につきましては、中園啓生 10 線の $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんの住宅の近傍地です。番号 15.

利用権の設定等を受ける者が、知来の●●●●さん、利用権の設定等をする者が滝上町の●●●さん。土地の所在が、知来 584 番 3 外 10 筆、現況地目畑が 38,383 ㎡、採草放牧地が 2,032 ㎡、合計面積 40,415 ㎡。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,772,000 円、10 ∑当りの単価は、69,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 6 月 22 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと(26ページ)です。

申請地につきましては、道道知来東線の●●●●さんの住宅から 470m程西にある土地です。以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 ―――異議なし―――

議 長 議案第3号は原案どおり決定いたします。

議案第4号 現況証明願について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 現況証明願について

下記の者より、現況証明の願い出があったので、これが可否につき審議願います。 土地の所在が仁倉 531 番 5、公簿地目が田、現況地目が農地・採草放牧地以外で原野、 面積 4,708 ㎡、所有者 ●●●さん、願出人 仁倉 ●●●さん、願出の理由が土地地 目変更登記で令和 2 年 8 月 20 日に関係農業委員さんと現地確認済みです。

図面で説明いたしますと(27ページ)です。

申請地につきましては、仁倉 10 号の●●●さんの住宅周辺の土地です。 以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 ―――異議なし―――

議長議案4号は原案どおり決定いたします。

その他

各委員さんの方から何かありませんか。

各 委 員 ―――ありません―――

議長なければ第2回農業委員会総会を終ります。